

ナイジェリア政府による新型コロナ・ワクチン接種期限の延長について

令和3年6月27日
在ナイジェリア日本国大使館

【ポイント】

NPHCDA (National Primary Health Care Development Agency: ナイジェリア一次医療促進局) は現在、これまで中止していた1回目のワクチン接種を再開しており、6月24日、同25日までとしていた接種期限を7月5日まで延長する旨発表しました。

【本文】

1 ナイジェリアでの新型コロナ・ワクチン接種

(1) NPHCDA は、新型コロナウイルス・ワクチン接種に関して、1回目の接種は5月24日をもって中止していましたが、6月15日から同1回目の接種を再開しており、また、6月24日、同25日までとしていた接種期限(第1回接種、第2回接種とも)を7月5日まで延長する旨発表しました。また、同局は次期ワクチン供給に関して、392万回分が7月末又は8月上旬に提供される見込みである旨発表しました。

【URL】NPHCDA の延期決定に関するページ:

<https://nphcda.gov.ng/speech-by-dr-faisal-shuaib-ed-ceo-of-the-national-primary-health-care-development-agency-at-the-press-conference-to-update-nigerians-on-the-status-of-covid-19-vaccination-on-24th-june-2021/>

(2) 当国におけるワクチン接種の費用は無料です。ワクチン接種は日本と同様に、強制ではなく、あくまで御本人の意思に基づき、接種を受けていただくものとなります。ワクチン接種を希望される方は、NPHCDA の HP(<https://nphcda.gov.ng/>)の以下のページから登録を行う必要があります。

【URL】NPHCDA のワクチン接種の登録に関するページ:

<https://publicreg.vaccination.gov.ng/>

その他、当地におけるワクチン接種の留意事項、接種会場等の詳細は、同 HP をご確認いただくとともに、電話でのお問い合わせは同局(0700 220 1122)へお願いします。

(3) 当国にはワクチン接種による副作用に対する補償制度はありません。また、日本政府による補償制度も適応になりません。このことから、接種を希望される在留邦人の皆様におかれましては、必要に応じて医療機関などに御相談の上、各自の責任でワクチン接種について御判断頂くとともに、副作用に伴い治療費が発生する場合、入済みの海外傷害旅行保険の対象になるか予め御確認ください。

2 新型コロナ・ワクチン接種後の対応

NCDC(Nigeria Centre for Disease Control: ナイジェリア疾病予防センター)は、ワクチン接種後も感染防止のため、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などを呼びかけています。

【URL】NCDC のワクチンに関する FAQs 関連ページ:

<https://covid19.ncdc.gov.ng/vaccinefaq/>

3 一時帰国の際のワクチン接種

日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方は、8月1日から開始される「海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業」(6月25日領事メール)の案内を御確認ください。

【URL】一時帰国時のワクチン接種事業に関する関連ページ:

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○本件連絡先

在ナイジェリア日本国大使館(領事班/医務班)

Consular Section, Embassy of Japan

所在地: No.9, Bobo Street, Maitama, Abuja, NIGERIA.

電話: (234) (0) 90-6000-9019

: (234) (0) 90-6000-9099

(通常の電話受付時間: 土日祝日を除く、08:00~12:00、13:00~17:30)

メール: visanigeria@la.mofa.go.jp